

油症問題の同時代史的考察 (5)

予防原則と系譜描写の前景

戸倉恒信

八、系譜を語る黙契

前節に続けて、系譜を想い浮かべることから始めよう。そこに描かれている線は、男と女の関係づけから始められている。便宜上、この線のパターンを漢字の「象形」で表現すれば、一を以って其の源流を示し、子女はそれに縦線を与えた丁によって著される。そして市や而によって兄弟姉妹は関係づけられてゆく。さて、この一・丁・市のパターンから構成される箒状の図は、広義に於いては生物一般に「応用」可能な種の血脈史として解されよう。けれども元来それは、人が「人にとつて」何らかの意味を表現するべく描いたものであって、人

が生物に共通する一般条件を説明する為に表したのではない。既に論じたように、縦横するこれらの線には、個々の文化に応じて受肉されている意味——家族が与えられていた。だから、レヴィ・ストロースをはじめとする人類学者は、まずこの線を表象する「家族」という語の範囲を画定するために、類人猿を以ってインセストが如何に回避（或いは禁忌）されて、「外婚的」情況が構成されるのかを観察したのである。つまり人類学者は、「方法として」前家族というカテゴリーをそこに与え、「人にとつて」の家族という語が如何なる範囲かを画定しようとしたのである。その学問

的妥当性は此処での問題ではない。確認すべきことは、「人にとつて」の家族が類人猿の擬人化から画定されたという認識法であつて、それが人を「擬生物化」することとは意味を全く異にする点である。「応用」には常に制限が伴うのだから当然ではあるのだが。

ところで、私は前節末尾に於いて、国家と家族は、夫々の集団に「望ましくない」人の存在を画定してゆくことで、互いに抱える「不安」から暫定的に逃れていたことに触れた。重要なのは、ジャック・ドンズ口が述べたように、「望ましくない」という判断が、国家や家族の名譽・評判・地位

を傷つける恐れのある「全て」を包括してゆく構図にある。意識する・しないに係わらず、「家族」を準える作業とは、即ち名誉・評判・地位を傷つける恐れのない系譜を、そうした恐れのある全ての事柄から画定することを意味したのだ。このように、前節では「家族」から油症問題を構成してゆく条件を捉えてみたが、本節では「国家」を媒介させて人が何を条件に「人」を呼び出してゆくのかを考えてみたい。そこで例によって、「われわれ」の近代知の形成プロセスを見ながら問題を露出させてゆくことにしよう。

日清の役によって台湾を得て、「多民族国家」となった日本がまず向き合った課題とは何であったか。端的に言えば、それは異民族・異文化「認識」を内地に於いてどういう文脈から行うのかであった。この事を如実に語る史料は、戦捷から7年後の1903年、即ち『癩預防ニ關スル件』が公布される4年前に、大阪天王寺で開催された第5回内国勸業博覧会に出現する、「学術人類館」というパビリオンに存在している。当時、この企画を担当したのは東京帝

大の「人類学」者・坪井正五郎だとされるが、当該「興行」は博覧会の開催と同時に国際的な批判に晒されていた。そこには、あろうにも「周辺」と看做された人々が「展示」されていたからである。国際条規の範囲に於いて手段を尽くした結果浮上した課題の克服作業が、国際社会の到底承服できない状況を齎した歴史は、当時の日本「人類学」に於ける国際「認識」が如何に国際的なコンセンサスとズレていたかを物語っている。日本の人類学に於ける「人にとって」という命題は、アプリオリに「日本人にとって」の人類学へと摩り替わっていたのだから。

そこでまず考えるべきことは、「学術人類館」という構造物が誰の何をトレースしたのかである。それを捉まえる為の同時代史的な視点は、敗戦から20余年が経過した1976年の沖繩において、戯曲『人類館』（知念正真著）として再構成される事実によって確立する。領土「返還」間もない沖繩に於いて、学術人類館が再構成されるとするのは、実に皮肉な話ではないか。『人類館』の「再演」に脈打つアイロニーは、

そこに居合わせた観客に、自らを「日本人としての観客」であることを意識させる点にあった。「観客」であることを意識することとは、即ち展示される「男と女」を以って、返還された「われわれ」の系譜を、敢えて「観る側」から画定してゆくことを意味する。観客は、「観客」である己の姿を媒介させ、そこに生じた観る側の「優生」性をトレースしてゆくことであろう。異質な「見世物」への好奇心は、時代を超えて劇場という構造物の中で再生されたのだ。「われわれ」を画定するのは、他でもなく「われわれ」を峻別する観察対象の系譜であることを、人々は複雑な気持ちで受け止めたことであろう。

そして、今改めて思考すべき問題は、2003年に関西沖繩文庫が当該イベント発祥の地・大阪での再演を企図した際、知念自身がその挙動の意味を掌握しかねた「理由」に生じている。知念は当時、今の観衆は「人類が人類を展示し、学術の衣を着せ侮辱した事実とどう向き合うのだろうか」と語っている。しかし、企画者から「百年たっても本質的なものは変わっていない

い」と聞かされ」て、氏は大阪での「再演」に踏み切ったという（『人類館』、演劇集団「創造」大阪公演史料・2003）。つまり一世紀を経た大阪での学術人類館の「再演」は、そのモチベーションに対する問題意識の有・無を必要条件としていたのである。だからこそ、ここで問うべきことは、この百年たっても変わらない「本質的なもの」とは何なのかである。新城郁夫は嘗て『人類館』の登場人物である調教師と、そこに陳列されている男と女の位置を敷衍してこのように延べている。

……差異の「特徴」が、「大きな腺病質な眼」や「顎のエラ」、あるいは女でさえ濃いと語られる「体毛」といった、目に見える身体的特徴であるとき、「調教師」の説明は、偏見の眼差しの下において単なる物珍しさを喚起するだけで、ここでは「男」と「女」は、観察対象としてただ放置されていると言えるかもしれない。しかし、問題は、むしろ見えないもの（精神）の中に「琉球人」としての特徴が発

見される場合である。その時、陳列される「男」と「女」は、単に見世物であるという段階を越えて、矯正されるべき歪みをもった人間として把握されるのであり、そこで二人は観察対象から治療の対象とされてしまう。もはや、「男」と「女」は、収監され、管理され、そして調教・治療されるべき病を抱えた存在へと変異されてしまう他ないのである。（『ちねんせいしん』『人類館』論…他者化をめぐる言葉の論争』『琉球大学法学部紀要』・2000）

当該「イベント」で生じる観る側と観られる側（主体／客体）という認識関係は、もとより予想された「結果」を実証するために与えられた前提に過ぎなかった。けれども、そうしたフィクションを「観察」することで、観る側は対象が真に「矯正されるべき歪みをもった人間」であると思うようになるのだ。観る側が、人である前に「日本人」であるのと同様、男と女は人である前に「琉球人」なのであって、観察対象は「人

である前に」歪んだ見世物として舞台に載せられている。しかし、この人々に「わかりやすい」単純な構図こそが、「われわれ」という概念の画定作業に於いて極めて重要な意味を持つのである。主体と客体との関係を容認しているのは、そういう展示物の出現を可能にする社会的な「舞台」そのものである。観察対象を、「調教・治療されるべき病を抱えた存在へと変異さ」せているのは、つまりは「矯正されるべき歪み」を正す場としての系譜の意味づけの空間なのである。『人類館』は、観る側／観られる側の教育・衛生の「あり方」を、その場に於いて民族・国家的な異／同から演繹し、更にその所以——「病い」をトレースしてゆく装置だったのだ。

さて、1941年の『臺灣學校衛生』（台湾總督府内教局発行）には、慶応大の医学者・谷口虎年が著した『民族混血の可否』という短論が掲載されている。しかし、そこには混血が何故「可否」の対象として組上に載るのかは終始問われない。谷口に拠れば、混血とは「一は純生物學的立場からと、他は社會的乃至は植民政策的の立場か

ら」考察できるカテゴリーだとされ、それは「吾々日本人が發展して行く地域で」の問題を解消すべく提出された命題であった。そこで、氏は「其の土地に適應せる民族の血の力を借らずには、生物學的には日本人は發展し得ないのではなからうか」と提言するのである。問題は、こうしたストーリーに「生物學的」な条件を与える作業が一体何を意味するのだからである。この文脈に従えば、社会的乃至は植民政策的な「条件」下での混血は、「發展」とは無縁であることを意味する。台湾人に向き合う「日本人」の社会的乃至は植民政策的な位置——「調教師」像は、動かし難い前提であることが語られていたのだ。

では、もう一度前節の議論——「姓氏」の意味について、を勘案しつつ、思考構造を捉えてみよう。ここには、何らかの判断基準を導入して人々を峻別する作業と、予め峻別された人々の血の力を「借りる」作業にある共通の知をベースにした表裏関係が認められよう。一群の人々を「身分」概念に当て嵌め、他方でそういう枠組みに当て嵌められていた人々を「混血」させるこ

ととは、前者には収監・管理、或いは追放されるべき対象の画定があり、後者はそうした対象を「生物学」的に利用する、という思考法を伴わせている。ただ両者は共に集団を肯定的に（或いは「優生」的に）追求し、他方で個人をその生贄にしている点で默契の関係にある。一方が観られる側の意味を画定し、他方が観る側のそれを画定しつつも、「国民のあり方」については、双方に何等のズレは生じていなかったのだから。

九、消費者という名の「国民」

戦後に於いて、人々の「生」への支配を庶民の側から下支えたのは何であったか。意外に思われるであろうが、それは国際的に展開された「消費者」運動であった。日本で主婦連が組織されるのは1948年であるが、「消費者協会」という団体名称は、そうした「国際的な潮流」を受けた60年代前半から用いられている。他方、台湾における当該運動の生成は、所謂国際的な情況と事情を異にしていた。台湾の消費者運動は、確かに一見すると「国際的な潮流」

を受容して1969年に中華民国消費者協会という組織を生んではいたが、活動の具體的「効果」を発揮する組織の出現という意味では、カネミ油症の「類似」事件（台湾油症事件）発生を俟たねばならなかったのである。その主たる理由は、戒厳という、全くタダ事ではない社会的機制に連関している。だからこそ、日本と台湾に生じた「油症事件」に関心を示す（或いは示そうとする）者が、油症事件の「再発」なくしてデモクラティックな活動主体が出現しない状況に、どう向き合うのかを問わねばならない。相互交渉は、対面すべき己と相違する文脈を除去しては成立し得ない。台湾の消費者運動が、なぜカネミ油症の「類似」事件を契機とするのかを、わたしたち自身が考えなくてはならない所以である。

台湾で油症事件が発生したその翌年（1980年）、未だ戒厳令下にあった台湾に於いて、政府公認の「消費者」保護組織、財団法人中華民国消費者文教基金会（以下消費会）が出現する状況に、わたしたちは如何なるメッセージを読み取るべきなのだろう。「時代」が戒厳下にあるとは、少な

くとも台湾の「消費者」運動が、日本に於ける1980年のそれから類推できるレベルにないことを意味する。だとすれば、この台湾の「デモクラティック」な運動主体を照らす視点は、他の「時代」的状况に求めなくてはならないはずである。そこで、「戦前」の日本統治下にあった台湾に於いて、いわゆる「デモクラシー」の思潮を受けて成立する公認組織が、何を媒介させていたのかを見ておくことにしよう。中国国民党の「統治」下にある台湾社会を読み解く「類似」構造が、そこには認められるからである。『台湾人四百年史』には、大正期に構成される「台湾総督府評議会」という組織設立の経緯が以下のように記されている。

「台湾総督府評議会」が台湾人の面前にあらわれたのは、第一次世界大戦後のことであった。当時、デモクラシーと民族自決の叫び声が潮騒のごとく高まり、其の洗礼をうけた東京の台湾人留学生は、日本の台湾統治の非をあげ、台湾人にも一個の人

間として、自由平等の待遇をうける権利のあることを盛んに主張した。

そして、六三法撤廃や台湾議会の設立を叫んだ時代であった。総督府当局は、この運動に挺身する台湾人を獅子身中の虫として弾圧投獄して応酬したが、これら台湾人インテリの政治的覚醒を促したそもその動機が、当時澎湃としておこった植民地解放の世界思潮であったから、弾圧一点ばかりではとうていその撲滅を期することができなかった。そこで総督府はかかる古ぼけた無用の長物、台湾総督府評議会をひきづり出して、議会設置運動を去勢し、だんだんと台湾民衆の間に滲みこんでゆく自由・平等の「危険思想」に対する防波堤とすることを思いついたわけである。（史明『台湾人四百年史』鴻儒堂・1994）

当時の、欧米的植民地支配形式と東アジア的異民族支配（華夷）の形態がゴタ混ぜになった法「体制」が施行された台湾統治

のアポリアは、日本史で殆ど触れられることはない。なぜなら、さして重要ではないからであろう。六三法が撤廃の対象である

ことが、当時の「台湾人」留学生には課題ではあっても、「われわれ」日本人には知ったことではないからだ。しかし、『台湾人四百年史』の捉えた問題は、構造的に日本の大正期に於ける普選と治安維持法の併用という奇形的「体制」を十分に照射しているのではないか。ともあれ、ここで把握すべき構造は、当時の「公認」組織の設置が、デモクラティックな「運動を去勢し、だんだんと台湾民衆の間に滲みこんでゆく自由・平等の「危険思想」に対する防波堤とする」ことを目指していた点にある。「デモクラシーと民族自決の叫び声が潮騒のごとく高ま」る運動が、「一個の人間として、自由平等の待遇をうける権利の」主張を齎し、そうした世界的潮流が、自由平等の権利への「自覚」を骨抜きにする機構を生むプロセスは興味深い。

では、思想・言論統制の行われている戒厳下で発生する油症事件を「受けて」設立した消費者団体とは、どういう性格を有し



史料一：1979年のPCB中毒事件との「関係」を語る消基会HP（2011年6月）

ていたのか。台湾における油症事件は1979年頃に生じているが、消基会は、その翌年11月に成立している。なお両者の因果関係については、当該組織のHPの沿革（「縁起」項）の冒頭で「多氯聯苯受害事件」（PCB中毒事件）に言及しているから、「そういうこと」なのだろう（史料一）。即ち、消基会は台湾油症事件を「契機」に設立したのである。詳しくは後で述べるが、この歴史「認識」は極めて重要な意味を持っている。そしてその手がかりは、消基会の所期目的が雑誌媒体を通じた「言論」活動に重点を置いていた点にある。具体的には、組織の設立「認可」から半年後の1981年5月、『消費者報道』という雑誌「ジャーナリズム」を媒介させて「消費者」の代弁を行う機関は完成したのだ。繰り返すが、「時代」は思想・言論の統制下である。だからこそ創刊号の趣旨には何が書かれていたか、それを観ておかなくてはならない。

本基金会創設の趣旨は、積極的なサービスピ精神に基づいて情熱を注ぎ、大衆の福利という人道精神を以って

消費者の利益を促進させ、和諧の社会を築くことである。主たる業務は、一に消費者刊行物を通じて消費者へ消息を伝達し、消費者の知識を増加させ、消費者の自覚を喚起し、消費者の利益を維持することである。効率よく消費者の求めに応じるべく、此処に消費者全体の刊行物——消費者報道を創刊する。近年以来、社会的変遷によって消費者問題の複雑さが浮き彫りとなり、消費者運動が巻き起こって、その様子は日増しに加熱している。しかし、われわれは消費者保護と同時に事業者の利益と進歩を促さなくてはならない。消費者保護とは他人事でなく、あなたと私、そしてわれわれ全体の保護を指すことなのである。消費者とは他人を指すものではなく、われわれ自身なのである。皆が消費者運動に積極的に参画することを信じてこそ、消費者の利益は保障される。将来における受益は消費者のみならず、事業者と政府、総じて国家、そして道德構造

の内に包括される。(筆者記)

趣旨の説明というよりも、立場の表明と解すべきこの言辞には、はつきりと所期目的が「和諧の社会を築く」ことだと述べられている。「和諧」という語は、近年、日本の某隣国で積極使用されている標語であるが、それだけに自身が「消費者」であることを「信じてこそ」、消費者の利益は保障されるという命題が問題化するのである。述べるまでもないことだが、消費者とは、そもそも「国民」と同義ではなかった。だからして、「消費者」という語が、事業者と政府、国家を包摂する「われわれ」であるとは、何を暗示しているのかを問わねばならないのである。試みに、「消費者」という語を「国民」に言い換えてみると、確かにそうした事柄を「信じ」る論拠が、「道徳」から演繹された「人道精神」であることが理解できる。「戦前」の日本でもこうしたロジックは積極使用されていたが、戦後に於ける「国民道徳」とは、台湾に於いては「消費者保護」のメタファーだったのである。

ところで、『消費者報道』の創刊号を紐解くと、まず『消費者保護と経済倫理』という論稿が目飛び込んでくる。急速な経済のグローバル化の渦中に在って、そこで犠牲を強いられる人々を鑑みすることは、確かに「世界的思潮」に沿った内容である。しかし、続けて頁を捲ると、誰もが産婦人科関係の討議に眼を奪われるはずである(王季慶『婦科診療問題知多少』1981)。「消費者」へ消息を伝達し、「消費者」の知識を増加させ、「消費者」の自覚を喚起し、「消費者」の利益を維持する団体が、その記念すべき創刊号に載せる記事内容を勘案しないはずはない。戒厳下に雑誌媒体の発行が承認されるか否かは、もとよりその「内容」が検閲を行う者の「立場」とどういう距離関係にあるかによって決まる。そうであるからこそ、媒体内に散りばめられている『墮胎を合法化するか否か』等々の命題が何を表達しているのかを精査しなくてはならない。

本節の冒頭で、私は当該機構のHPの記載内容から、「油症事件」を契機に組織が設立したことを確認している。しかし、興

味深いのは、当該機構が刊行する雑誌の「創刊号」には、そうした「因果」関係は記されてはいない点である。仮に消基会の設立契機が「油症事件」にあるというのなら、油症事件のことよりもまず「先に」、経済倫理や、また墮胎を論じる「プライオリティ」を問わねばならないはずである。消費者「運動」の内実を吟味するのはそれからである。

つづく
(とくらつねのぶ)

連絡先: douis@ms53.hinet.net